

廃炉に関する安全監視組織について

平成２５年 ３月１８日

福島県原子力安全対策課

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会

1 廃炉安全監視協議会の概要

- 中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、専門家と県及び関係１３市町村※で構成する「廃炉安全監視協議会」を設置する。【平成２４年１２月７日設置】

※ 関係１３市町村 ＝ いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- 協議会における協議事項

- ① 福島第一１～４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組
- ② 特定原子力施設の実施計画に基づく取組
- ③ 福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組
- ④ 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められること

- 協議会が行う国及び東京電力の取組の確認のための調査は、①会議における質疑、②文書による照会（注）、③現地調査（注）により行う。

（注）設置要綱には規定は設けないが、協議会における議論を踏まえ、県の発出文書として、照会や依頼等を行う。

2 協議会の組織

- 協議会の会長は、福島県生活環境部長を充てる。
- 専門の事項を協議するため、知事が選任する「専門委員」（１５名以内）を置く。

【平成２４年１２月２６日付けで１３名を選任】

- 「説明者」として、国及び東京電力㈱等の出席を求める。

- **特定の事項の協議のため、「部会」を設けることができる。**

- ① 労働者安全衛生対策部会

・ 廃炉作業従事者の被ばく管理、安全衛生、雇用等に関する事項など

- ② 環境モニタリング評価部会

・ 発電所周辺モニタリングに関する計画、結果の評価に関する事項など

その他の部会が必要となった場合は、協議会において協議して設置（要綱改正）する。

3 協議会の位置付け

- 県が定める設置要綱とする。【平成２４年１２月７日設置】

なお、立入調査等の権限を定める安全確保協定の見直し時に、あらためて協議会の位置付けについて検討する。

- **部会については、組織や運営等の必要事項を、別要項に定める。**

4 協議会の権限

- 県と関係市町村との情報共有を目的とする。

なお、立入調査等の権限を定める安全確保協定の見直し時に、あらためて協議会の権限について検討する。

5 協議会の構成員

(1) 協議会

- 専門家
- 県（生活環境部長、他）
- 関係13市町村（担当部・課長）

(2) 部会

- **県（県民安全担当次長又は原子力安全対策課長、他）**
- **関係13市町村（担当部・課長）**
- **部会に応じて、専門家や関係機関を加える。**

(3) 説明者

- 経済産業省
- 原子力規制委員会
- 東京電力

6 協議会、部会の開催頻度

- **必要の都度、会議を招集する。** 【協議会：第1回12月26日、第2回2月5日】

※ 協議会とは別に、中長期ロードマップ等の進捗状況の確認のため、県と関係13市町村担当者による会議を開催する。

以上

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱

(目的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた取組について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に関する事。
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組に関する事。
- (3) 東京電力(株)福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組に関する事。
- (4) 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められる事。

(組織)

第3条 協議会は、知事が選任する学識経験者(以下「専門委員」という。)及び別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会における事項の説明者として、別表2に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員)

第4条 専門委員は、15名以内とする。

- 2 専門委員の任期は2年以内とする。ただし、現専門委員の任期中に新たに選任された専門委員の任期は、現専門委員の残任期間とする。
- 3 専門委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 協議会の会長は、福島県生活環境部長をもって充てる。

- 2 会長は、必要の都度、会議を招集し、議事の運営に当たる。
- 3 会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 協議会に、特定の事項について協議するため、次の部会を置く。

- (1) 労働者安全衛生対策部会
- (2) 環境モニタリング評価部会

- 2 会長は、必要の都度、部会を招集し、会長が指名する部会長が、議事の運営に当たる。
- 3 部会は、別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。

- 4 会長が必要と認めるときは、専門委員又は関係機関の職員を、部会の構成員とすることができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 部会の協議をもって協議会の協議とすることができる。
- 7 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月7日から実施する。

別表1

福島県生活環境部
いわき市
田村市
南相馬市
川俣町
広野町
楡葉町
富岡町
川内村
大熊町
双葉町
浪江町
葛尾村
飯舘村

別表2

経済産業省
原子力規制委員会
東京電力株式会社